



# 設楽ダムの建設中止を求める会

会報第2号  
2007. 7月

設楽ダムの建設中止を求める会:市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28 - 1

6月4日  
名地裁

## 第一回公判が開かれました

原告弁護団 11 名、原告側傍聴者約 20 名の見守る中、弁護士による訴状要旨朗読と原告の伊奈紘さんが意見陳述しました。原告 169 名というこれまでにない原告の多さに、裁判所は 80 人収容の大法廷を用意しました。第 2 回(8 月 20 日)もこの同じ大法廷で開かれます。9 月議会で建設着工に GO サインが出されるかもしれない時期です。2 回目公判はこの大法廷を満員にするようたくさんの方の傍聴参加をお願いします。

### 設楽ダム住民訴訟 訴状要旨

#### 請求の趣旨

- 1 被告愛知県企業庁長は、水道用水を設楽ダムから取水する権利を取得することをしてはならない。
- 2 設楽ダムに係る建設費用負担金のうち、
  - 1) 被告愛知県企業庁長は、水道用水に係る負担、および豊川用水の利水安全度向上に係る負担のうち水道用水と工業用水の負担分
  - 2) 被告愛知県知事は、かんがいに係る負担、洪水調節に係る負担、流水正常機能維持に係る負担、豊川用水の利水安全度向上に係る負担について、その支出をしてはならない。

#### 請求の原因

- 1 川は、流れの流量に対応した特有の自然が形成され、水と土砂と栄養を海に運んだり、生物が海との間を往来する空間となっているとともに、それが流入する海の流れを起こす力ともなって、地球の物理的・化学的・生物的循環を支えている。そして、源流域は森林となっており、その下流の川や海の自然を支えている。

他方、ダムは、川をせき止めて森を水没させて、重大な変化を自然界に、さらには社会に与えるものであり、したがって、ダムによる問題解決は、他の方法による対応が不可能又は困難であり、かつ問題解決に有効であるときに選択される最後の選択肢である。

- 2 本件訴訟は設楽ダムについての住民訴訟であ

る。設楽ダムの目的は、水道用水と農業用水の新規利水、洪水調節、流水正常機能の維持、豊川用水の利水安全度向上とされている。これらについて、権利の取得や費用の負担と支出が行われる。その際には、先に述べたダムによる問題解決のあり方を前提として判断しなければならない。

- 3 先ず、水道用水の供給は、地方公営企業の水道事業として、料金収入による独立採算の水道事業特別会計によって経理されるため、それに対応する需要がなければならない。しかし、計画の前提となっている水道用水の需要予測は、現状の横ばいしないし減少している需要推移から突然に増加しており、現状からの連続性が認められない過大な予測である。したがって、設楽ダムによる水道用水の供給はその需要が認められず、必要性がない。

- 4 次に、特ダム法では、農業用水の供給は河川管理とされ、かんがい利用者は建設費用の内のかんがい負担分の 10 分の 1 だけを負担するだけであり、その残りの額の 10 分の 3 を都道府県、設楽ダムでは愛知県が負担する。特定の者の受益を公費で負担するこのような費用負担の仕組みは正常な費用負担のあり方ではないので、農業用水の供給の必要性・将来需要は特に厳格に認定されなければならない。しかし、農業用水の需要予測は過大であり、現在の豊川用水(豊川総合用水を含む)によって需要に対する供給が可能である。し

たがって、設楽ダムによる農業用水の新規利水の必要性は認められない。

- 5 既に述べたように、ダムは自然によるものとは違った重大な変化を自然界に、さらには社会に与えるものであり、ダムによる洪水調節は、他の洪水対策による対応が不可能又は困難であるときにおいて、それが問題解決に有効な方法であるときに選択される最後の方法である。

しかし、設楽ダム集水域は基準点新城市石田上流の豊川の流域面積の11%をカバーするにすぎないので、設楽ダムの洪水調節効果は限定的である。他方、豊川水系河川整備計画において設楽ダムによる洪水調節が想定する程度の効果は、現存する不連続堤による遊水地の活用等によって可能であるとの代替案もある。したがって、設楽ダム建設案は最適の洪水対策案ではなく、他の代替案の検討をしなければならない。

- 61) さらに、河川下流における流水正常機能維持のために河川流量を確保して、河川環境を保全する目的でダムを建設することは、ダム予定地はいうにおよばず、その周辺、上下流、さらに海にも重大な環境悪化をもたらす。流水正常機能維持のためにダムを建設するのは、河川下流部の僅かな環境のために、より大きい環境悪化を生じさせるのであって、環境対策として矛盾である。そのうえ、設楽ダムは、流水正常機能維持容量が有効貯水容量の65%を占めるといふ異常な目的および容量配分のダムなのである。したがって、流水正常機能維持のための設楽ダムの建設は、公共投資として全く合理性を欠いている。
- 2) また、豊川用水につき、近20年の2番目の渇水年で想定需要量が現在施設の供給量を上

回るのは、想定需要量が過大なためであり、想定需要量を精確にすれば現在施設で供給が可能であり、新たなダムは必要性がない。しかも、豊川用水の利水安全度の向上の受益は、専ら豊川用水とそこから取水している者が受けるので、その費用負担は、これらの者が負担すべきものである。したがって、豊川用水の利水安全度向上のための設楽ダムの建設は、公費負担をする公共投資として必要性が認められない。

- 7 設楽ダムは、水没地域とその周辺のネコギギ、クマタカなどの絶滅危惧種の生息と生育、および生態系その他の環境、ダム上下流から河口までの河川の環境、さらに三河湾の環境に大きな悪影響を与える。

また、ダム建設に際しては、環境影響評価法に従って、環境に与える影響について調査および予測、評価し、工事による直接的な影響だけでなく、周辺環境への影響を含め、環境に与える影響の回避、低減、または代償のための措置を行わなければならない。しかし、設楽ダムの環境影響評価では、三河湾への影響のように影響評価が全くなされなかったり、ネコギギのように保全が実証されていないなど、十分な調査、予測、評価がなされていない。また、その影響を回避、低減、補償(代償)することも明らかにされていない。したがって、設楽ダム建設事業は、公共事業として実施できる水準にない。

- 8 以上のような設楽ダム建設事業に対して、愛知県企業庁及び愛知県が権利を取得したり費用負担をすることは、予算執行の適正確保の見地から看過できないものであり、その権利の取得や費用負担は財務会計上違法である。よって、原告らは、本訴を提起した。

**第2回公判日(8月20日(月)午後1:15～・名古屋地裁大法廷)には豊橋からマイクロバスを出します。ぜひご都合をつけて傍聴に参加してください。**



行程予定 豊橋駅10:00発～豊橋市民文化会館10:15～豊川駅11:00～  
東名豊川～名地裁12:30着

乗車料 一人2000円くらい

マイクロバスをご利用される方は8月18日までに直接事務局にお知らせくださるかMLへ流してください。

## 意見陳述（全文） 伊奈 紘

1) 昭和24年豊川農業水利事業計画の一環として有効水量1,600万トンの田口ダムが検討されて以来、浮かんでは消え、消えては浮かんだダム計画によって、我々設楽町民は戦後約60年間、翻弄され続けてきました。今回の設楽ダム計画が布里ダムとともに持ち上がったのは昭和45年(1970年)。今から何と37年も前の話しです。それに対し地元住民から5,158名の反対署名による請願書が出され、町議会で反対決議がなされました。ダムは我々が誇る奥三河の貴重な自然破壊をもたらし、水没者の移転などによる人口減少を招き、残された町民の生活をも脅かすと誰もが考えたからです。

しかし、国や愛知県からの要請が年々強くなり、昭和62年(1987年)、それまで反対し続けてきた町議会は「やむを得ず航空測量を受け入れる」ことになりました。20年前の話です。これが実質上のダム建設の始まりだったとはその時、住民は気づいていませんでした。その後なし崩し的に次々に行われた調査や測量によって次第に住民の心の中に「いくら反対しても結局は押し切られてしまうのでは」と、徐々に不安と諦めムードが漂ってきました。

「国や県には逆らえない。逆らうと補助金がもらえなくなり、町行政が成り立たなくなる」町長自身がそう話すようになりました。「いっそのこと、ダムを是認し、代わりにダム建設で設楽町が発展するような施策を講じてもらおう。」そんな夢幻のようなことを町行政は

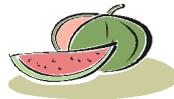
.....

4) 地元の土木関係者はダムの是非論より、ダムができれば、地元業者にもいくらか仕事が回ってきて潤うのだろうとそればかりを期待する。商工会議所には商店だけでなくこうした土木関係者も多くおり、意見がまとまらない。また、狭い地域で血縁地縁、人間関係が複雑に絡み合い、住民は自分の意見がはっきりと言えない環境におかれています。設楽町民はまじめでお人よしです。どうしても下流域の住民が水不足で困っているなら、自分達が犠牲になっても、我慢しなければならぬと考える。その人の良さが逆手にとられているのです。しかし、現実はどうでしょうか。平成13年度完成の豊川総合用水事業と現在も進行

考えるようになってきました。いわゆる条件闘争です。

2) 一方で、住民の不安は募るばかり、何時追い出されるかわからない土地に住む住民にとっては、将来への生活設計が立ちません。いずれダム湖に沈むのだからと整備をしてくれない道路の拡張や補修工事。息子に故郷に帰ってきて欲しいと願っても、村や家がなくなってしまうのではそれも出来ない。年取って今更この土地を離れたくない。先祖代々引き継いできた田畑や墓を自分の代でダム湖に沈めてしまう、申し訳ないという気持ち。他方「たくさん補償金がもらえて羨ましいね」という他地域の住民の嫌みな声も耳に入る。20年も30年もこんな形で追い詰められた水没地域の住民の気持ちは想像しただけで胸がつまります。

3) 一方、設楽町民の大部分の人たちは人口の減少によって商店街が不況に見舞われるのではと言う不安を抱えながらも、ダム建設そのものを自分の問題として切実に捉える人が少なかったのも事実です。なぜそうなったのか。それは、行政がダムに関する正しい情報をひたかくししてきたからです。「下流域の水不足が深刻だ」を繰り返し、東三河の水事情が豊川総合用水事業や豊川用水二期工事によって最近急激に改善され、水不足どころか水あまりの状況になってきたことなど、私達が訴えるまでほとんどの人が知らなかったのです。



中で平成20年度完成予定の豊川用水二期工事によって、水不足は解消され、設楽ダム建設は不要になっているのです。

5) もう一つ大きな問題は自然破壊です。ダム建設予定地は国の天然記念物「ネコギギ」の生息地です。伊勢湾・三河湾に注ぐ清流にしか棲めないこのネコギギはダム建設工事が始まれば直ちに壊滅的な影響を受けます。ダム事務所はこれを他の川に移植すると言います。むちゃくちゃな考えであることは、小学生でも分かります。

寒狭川は私達設楽町民のみならず東三河住民の命と心を支える母なる川です。設楽町民は昔からこ

の寒狭川で水浴びし、魚を取って暮らしてきました。基本的には今もそれは変わりません。清流のありがたさと自然の恵みを誰よりも分かっています。

6)大きなダム建設は、愛知県に唯一残された清流をなくし、その周辺部に生息する多くの生物の生息地を奪います。しかもこの川の汚れは中流域・下流域の汚染にもつながり、ひいては三河湾の汚濁にまでつながっていきます。現在でも瀕死の状態にある三河湾の環境問題に大きく影響することは明白です。

7)愛知県は「愛地球博」なる万博を開催しました。自然との共生の大切さを理解し会場の変更をしました。設楽ダム湖予定地周辺にはクマタカの生息が確認されています。猛禽類を頂点とした立派な生態系が確立されている証拠です。万博は会場を変更したのに、設楽ダムでは無視していいのですか。矛盾していま

せんか。一旦破壊された自然は簡単には元に戻りません。不必要なダム建設でこの貴重な自然が破壊されることをそこに住む人間としてどうしても看過できません。私は常々「空気や水や自然、そして人の心など金で買えないものこそ真に大切なものだ」と思っています。そしてこのことは人として子々孫々に伝えていかねばならないことだと思っています。

8)多くの人の生活の地や心を奪い、多くの生物の生息地を奪い、三河湾まで広範囲にわたっての環境悪化につながるダム建設は、水不足がよほど頻発した状況でない限り、許すべきではないと考えます。その建設に賛同し、愛知県が我々の税金である県費を支出することは絶対にあってはならないと思います。設楽ダム建設が直ちに中止されることを願い、以上のことを陳述いたします。



本音トーク第2弾  
今、設楽ダムは？  
「ダム裁判について考える」  
を開きました

平成19年6月9日(土)13:30~  
奥三河総合センター研修室  
主催 フォーラム実行委員会

### レポート

約50名の参加者がありました。東海テレビの取材、中日新聞の取材もあり、特に東海テレビは、午前中に前設楽町長後藤氏のインタビューもできました。「今更遅い。町は国や県には逆らえん」「いずれこんな町は消えてなくなる」という言葉が印象的でした。



(写真は会場内の様子)

下記はフリートークでの参加者からの意見です。

多くの人の意見を頂いたが、気になった発言がいくつかありました。ダム建設が急速に迫っておりそれに対し裁判の進行が遅く、裁判だけでは建設を止められないのではないかと。

県に対し訴訟を起こすより、国に対し正面から堂々とダム建設中止を求める裁判を起こしたらどうか。

ダムが中止になった時、今までダムができるからと言って迷惑をかけられた水没地区の人たちの補償はどうなるのか。

設楽町だけの問題と考えず、豊川流域に住む住民が一丸となって、設楽町の村おこしや発展を考えたい。今後そのための活動を進めたい。

など活発な意見交換がされました。在間弁護団長による訴状の解説も行われました。当日放映されたビデオから7月2日がネコギギの日ということ始めて知り驚く人が多くいました。

## 川辺川ダム計画により翻弄され続ける「子守唄の里」熊本県五木村を訪ねて

鈴木 みさ子

かねてよりの願いが実現し、五木村へ行く機会を得た。人吉駅前から始発のバスに乗った。五木村までは、国道 445 号線を球磨川に沿ってさかのぼる。早朝だったので、水面は靄っており、球磨川下りで有名な急流を見ることはできなかった。やがてバスは谷底を蛇行して流れる球磨川の支流、川辺川を見下ろしながら山道を走り相良村に差し掛かった。ダムサイト予定地の藤田という地点のあたりで、赤い大きなつり橋が目に入ってきた。思わず奥三河の風景かと錯覚しそうになる。

人吉を出発して約1時間、五木村へバスが到着すると、そこは別天地であった。新緑が鮮やかで、空気は澄み渡っている。降りたところは、頭地代替地という高台の集落で、役場、郵便局、診療所、駐在所などの公共施設や道の駅、民家が集まっている。

温泉施設の敷地内には昭和 50 年代の五木村の姿を残す大きな写真の貼られた看板が設置され、その前に立つと、ダムと村のかかわりを説明する音声流れ出す。



内容は、「昭和 41 年建設省が川辺川ダム建設計画を発表した当時、村長を委員長とする五木村ダム対策委員会を立ち上げ、全村を挙げてダム反対闘争を展開した。しかし、建設省と熊本県は、ダム建設を強く推し進め、昭和 56 年には水没世帯 7 割が加盟する団体と確約書を取り交わし、一般補償基準を受結。孤立無援の状態であった五木村は、苦渋の選択としてダム建設を前提とした五木村立村計画を受け入れた。当時、水没予定世帯は、村の全世帯数 1,019 世帯の約半数に及ぶ 489 世帯であったが、わずか 3 年間のうちにその約半数の 222 世帯が村外へ転出した。さらに、県や下流域の受益市町村からも強い働きかけがあるなどの中で、村としては、平成 8 年に至ってダム本体工事に同意せざるを得なかった。このような経緯のもと水没地区住民は、ここ頭地代替地や対岸の高野代替地など村内 7 箇所の代替地に移転したが、水没者の 8 割近くは村外に転出した。」というもの。

看板のある位置からはかつて村の中心地だった頭地地区が眼下に一望できる。建物は跡形もなく、残るのはダム工事関係施設や、来春には廃校となる中学校の校舎だけである。今、川辺川ダムは利水と発電という目的を失い、その計画は頓挫しかけている。

しかし、ダム計画により五木村の中心部は根こそぎ壊され、村の 4 割の住民が村から去ってしまい、人々はバラバラにされ、生活は激変した。仮にダム建設が中止になったとしてもかつての生活や、共同体の賑わいは二度と戻らない。

設楽ダム計画は補償基準の交渉に進む段階と聞かすが、まだ引き返すことができる。五木村の光景を見ながら、止めるなら今、の思いを強くした。

「ダムはたぶんできない。しかし、今までに何千億と使っているだろう。下流の人吉の人たちは今になって反対しているが、なぜもっと早くにやってくれなかったのか。代替地の人たちは契約条項に縛られ現在の建物の転売もできず身動きできなくなっている」「昔の五木村は陸の孤島で、道はすれ違いもできず、運転手は皆嫌がったが、すばらしくよい道ができたことだけはよかった」「ダムができれば球磨川下りはまずできなくなるだろう」等々いろいろ話してくれた。

球磨川の水面は初夏の陽に輝き、滔々と流れていた。川辺川から引き継ぎ、やがて八代海へ注ぐこの豊かな流れを車窓いっぱいに満喫しながら人吉を後にした。

環境影響評価書の縦覧が、6月29日から始まりました。(～7月30日まで)

問い合わせ先 / 中部地方整備局設楽ダム工事事務所 0536-23-4387 (調査設計課)

設楽ダム工事事務所のホームページの下記のURLから、設楽ダム環境影響評価書がダウンロードできます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/04gijyut/kankyo/hyokasyo01.html>

この夏は、正念場であることがいよいよはっきりしてきました。国、県ともに、これでダム建設に駆け込もうとしていますが、いまが必要のない巨大ダムを止める最後のチャンスです。

公金支出差止め訴訟で勝つこと、地元住民のダム反対の意思表示を明確にいただき、これ以上のダムによる奥三河の犠牲を増やさず、豊かな山村の暮らしを発展させる村おこしのための取り組みを強める必要があります。

奥三河では、佐久間ダム、新豊根ダム、宇連ダム、大島ダム、黒田ダム、巴ダム、矢作ダムなど、すでに大きなダムによる犠牲を強いられてきました。環境の世紀21世紀になっても未だ続くこれ以上のダムによる犠牲を見殺しにして良いのでしょうか。とりわけ、豊川の河川開発の場合は、閉鎖性の強い渥美湾の汚濁に直接影響します。この面からも、(豊川総合用水事業と合わせてみていくことが必要ですが)設楽ダム建設はそのまま許すことはできない環境破壊を伴う事業です。(市野)

田中 優講演会が開催されます。(蒲郡・豊橋教育委員会後援)

(環境非営利活動家。著書に「戦争をやめさせ環境破壊をくいとめる新しい社会の作り方」など)

もうひとつの未来をつくるには—いまこそ東三河の環境を考える

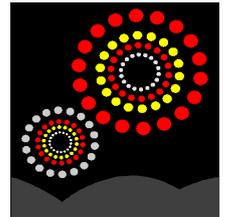
日時:2007年8月4日(土) 開演:13:30～16:30

会場:蒲郡市民会館 中ホール

入場料 前売り 700円(当日900円)

「設楽ダムの建設中止を求める会」もチケット販売を取り扱っています。

お申し込みは事務局あるいはMLへ流してください。



MLに加入していただける方は Email [ichinok7@mx3.tees.ne.jp](mailto:ichinok7@mx3.tees.ne.jp) へお知らせください。

メールでご連絡できる方は、メールでご案内させていただいております。送料が節約できます。

会員を募っています。

これまでに会員347人(カンパの方も含めて)の方から896,000円あまり寄せられています(そのうち支出240,000円)。これからの裁判を考えますとまだまだ不足しています。ぜひもう一回りのお声かけで会員を増やしていただくようお願いします。

今回、既にお支払いいただいた方にも振込用紙が入れてあります。会員募集にご利用ください。

問合せ / 連絡先 設楽ダムの建設中止を求める会

代表 市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28 - 1 & fax 0532-88-4358

E-mail [ichinok7@mx3.tees.ne.jp](mailto:ichinok7@mx3.tees.ne.jp) <http://www.tees.ne.jp/%7Eichinok7/>

・設楽ダムの建設中止を求める会 事務局:奥宮芳子

〒440-0069 豊橋市御園町 1 - 3 & fax 0532-54-7305 E-mail [okumiya@sala.or.jp](mailto:okumiya@sala.or.jp)

・設楽地区連絡所:〒441-2302 設楽町清崎字林の後 11 - 1 伊奈紘 & fax 0536-62-1366

E-mail [loomursaki@helen.ocn.ne.jp](mailto:loomursaki@helen.ocn.ne.jp)

・田原地区連絡所:〒441-3501 田原市高松町一色4 大羽 康利 & fax 0531-45-2607

E-mail [irago-o@amitaj.or.jp](mailto:irago-o@amitaj.or.jp)